

パネルディスカッション「北極評議会と非北極国の役割」

Panel Discussion on the Arctic Council and the Role of Non-Arctic States

稲垣 治* (記録・訳)

1. 北極評議会は、国際法秩序形成における第一義的なフォーラムか

北極評議会が北極に関する問題を専門的に扱う唯一の政府間フォーラムであるということについては、参加者の間で共通理解があった。けれども同時に、北極評議会のなし得ることには限界があり、例えば、北極沿岸国は、北極海中央部における漁業の問題を、北極評議会で扱わないことを選択した。また極海コード (Polar Code) の作成に関しても、国際海事機関 (IMO) においてでなければ義務的なものにすることはできなかった。また、現在、北極評議会は、例えば気候変動に関するパリ協定を導いた国際交渉などの他の国際的なフォーラムにおいて存在感が薄いとされる。北極評議会の弱点は、先住民の「権利」問題などについて、メンバー国間の見解の相違に起因するものもある。

北極評議会が北極秩序形成のための第一義的なフォーラムに発展していくためには、北極評議会をさらに強化していく必要があるということにつき、参加者の間で共通理解があった。北極に関するアンブレラ条約や枠組合意に関しては、これまでの分野別の法形成を発展させていく過程でそれらに「骨組み」を与えるものとして成立する可能性が示唆された。

2. 北極の法形成における非北極国の役割は何か

非北極国がどの程度北極評議会の活動に関与していくのかについては、評議会メンバー

* 神戸大学大学院国際協力研究科極域協力研究センター特命助教。博士 (法学)。

の実行や意向には違いがあるとの指摘があった。例えば、北極評議会メンバーは、作業部会（Working Group）レベルでは非北極国の関与を快く許容するのに対して、より政策的な議論のなされるタスクフォースでは必ずしもそうではない、ことなどである。また現在の北極評議会には、オブザーバーとしての非北極国の実質的貢献を効果的に制限する規則や実行、例えばオブザーバーによるプロジェクトへの資金拠出を制限する手続規則¹などがあるという指摘もあった。北極国である小国（例えば、アイスランド）や先住民（常時参加者）は、北極評議会においてはその他の国際的なフォーラムでは考えられない大きな影響力を発揮することができ、北極評議会を「自分たちのフォーラム」であると考えている。北極評議会へのオブザーバー参加を考える際、非北極国はこのことをもっと理解する必要があるとの指摘がなされた。非北極国たる大国の関与を高めていくには、まずメンバーである小国や常時参加者に北極評議会の中で更なる自信をもたせることが必要であり、そのためには、オブザーバーである非北極国は、例えば先住民グループが北極評議会の作業に参加できるよう実質的な支援をすることが望まれるとの指摘もなされた。

2017年に予定されている最初のオブザーバーのレビュープロセス²では、北極評議会の活動に貢献していないいくつかのオブザーバー組織の資格がはく奪されることになるかもしれない。このため、現在北極高級実務者（SAO）会合において行われているオブザー

バーの役割に関する議論には注意しておく必要があるとの指摘があった。2013年に行われた北極評議会手続規則の改正は、北極評議会の活動への関心が内外から高まったことを受けて、2007年から始まっていたオブザーバー参加に関する議論の帰結である。この議論は、北極評議会の実行に「一貫性」を確保することを目的としていた。またEUによるオブザーバー申請に対する決定が延期されていることについては、2017年の閣僚会合においても再度決定の延期もあり得るとの見解が示された。

注

- 1 Arctic Council Rules of Procedure Revised by the Arctic Council at the Eighth Arctic Council Ministerial Meeting, Kiruna Sweden, May 15, 2013, Rule 38.
- 2 *Ibid.*, Annex 2, para. 5.